通所介護相当サービス事業所　はるかぜデイサービスセンター
重要事項説明書

1 通所介護相当サービス事業所（はるかぜデイサービスセンター）の概要

（1）提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	はるかぜデイサービスセンター
所在地	山口市嘉川４４７１番地
電話番号	（０８３）９８８－００３０
ＦＡＸ番号	（０８３）９８８－００３１
事業所番号	通所介護相当サービス　（事業所番号 3570302194）
通常の事業の実施地域	山口市南部地区

（2）当事業所の職員体制

① 管理者　　：　１名（生活相談員・他事業所と兼務）
　職員の管理、指導及び業務の管理を一元的に行います。

② 生活相談員　：　３名（うち常勤職員３名、全て介護職員と兼務）
　ご利用者及びご家族との相談や他事業所との連携を行います。

③ 看護職員　　：　４名（うち常勤職員３名、全て機能訓練指導員と兼務　１名介護職員とも兼務）
　サービスの提供にあたり、心身の状況を的確に把握し、適切な看護を行います。

④ 介護職員　　：　７名（うち常勤職員５名、７名中３名生活相談員と兼務、１名看護職員と兼務）
　サービスの提供にあたり、心身の状況を的確に把握し、適切な介助を行います。

⑤ 機能訓練指導員：４名（うち常勤職員３名、全て看護職員と兼務　１名介護職員とも兼務）
　利用者に対して運動機能低下の予防・向上を図る為の運動等を行います。

（3）　当事業所の定員及び設備の概要

定員	18 人	静養室	1 室　13 ㎡
食堂 機能訓練室	46 ㎡	相談室	1 室　8.68 ㎡
		送迎車	3 台
浴室	一般浴槽・特別浴槽 13.25 ㎡	その他	

（4）営業日・休業日とサービスの提供時間帯

① 営業日・営業時間　月曜日～土曜日　午前 8 時～午後 5 時
② サービス提供時間　営業日の午前 8 時 30 分～午後 5 時
③ 休業日　　日曜日及び 8 月 14 日～16 日・12 月 30 日～1 月 3 日・5 月 3 日～5 日

2 当事業所の通所介護相当サービスの特徴等

（1）運営の目的・方針

当事業所が行う指定通所介護相当サービス事業は、職員が要介護状態にある高齢者に対し適切な管理を行い、適正なサービスを提供することを目的としており、以下の方針を定めます。

① 利用者が、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、排泄、食事等の介護を行うものとします。
② 利用者の心身の状況を把握し、相談援助等必要なサービスを要望に応じて提供します。

（2）サービスの利用に当たっての留意事項

① 利用者様の送迎時間については事前に協議し、連絡いたします。
② 利用当日朝には検温等体調確認をお願いします。体調や感染症の罹患状況によってはご利用をお断りする事もございますのでご承知おき下さい。
③ その日のサービス利用を中止する場合は、午前 8 時 30 分までに当事業所に連絡をお願いします。食費含めキャンセル料は頂きません。
④ 事業所内の設備・器具は職員の立ち会いや指導の下利用して下さい。
⑤ 豪雨・大雪等の悪天候や自然災害・感染症蔓延等事情により営業時間の変更や臨時休業を行う事があります。

⑥ 事業所内での飲酒・喫煙については原則として禁止いたします。

3 サービスの内容

① 送迎
専用車両により送迎及び車両への移動介助を行います。

② 食事
準備や後始末、食事摂取その他必要な食事の介助や調理等を行います。

③ 入浴
一般浴槽及び特殊浴槽での入浴介助及び関連する洗身、洗髪、着脱等の介助を提供します。

④ 機能訓練
必要な機能の減退を防止する為の訓練及び心身活性化を図る為のサービスを提供します。

⑤ 生活相談
ご利用者の日常生活動作についての方法や、ご家族の負担軽減の為の相談等に応じます。

⑥ 日常生活上の援助
排泄や移動、見守りその他利用者の能力に応じて必要な介助を行います。

⑦ 健康状態の確認
各種サービスを利用する為の健康チェック等を行い、ご利用者の健康状態を把握します。

4 利用料金

（1）利用料

サービス内容	利用料金
通常利用料	要支援1 … 16,720円 / 1月 要支援2 … 34,280円 / 1月
同一建物減算適用時の利用料	要支援1 … 12,960円 / 1月 要支援2 … 26,760円 / 1月
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	所定利用料の12.7% (食事提供代等実費サービスを除く)
食事提供代	648円 / 1食
科学的介護推進体制加算	400円 / 1月
サービス提供体制強化加算Ⅰ	要支援1 … 880円 / 1月 要支援2 … 1,760円 / 1月

※ 法定代理受領サービスの時、食事提供代以外の上記費用については介護保険負担割合に応じた額を請求致します。
※ 同一建物減算は事業所と同じ建物内の方がサービスを受けた時適用されます。
※ その他おむつ代、歯ブラシ、化粧品等の消耗品については実費または持参とします。

（2）料金の支払方法
毎月10日までに前月分の請求を致しますので20日までにお支払いください。お支払い方法は自動引き落とし（山口銀行・山口県農協のみ)、振込または現金払いとします。

5 サービス内容に関する苦情・各種相談

（1）苦情相談窓口

★ はるかぜデイサービスセンター
担当者　田村　泰介
電　話　（０８３）９８８－００３０　ＦＡＸ　（０８３）９８８－００３１
受付日　土曜日・日曜日・お盆・年末年始・5月3日～5日を除く
受付時間　午前8時00分～午後5時00分

★ 山口市　健康福祉部　介護保険課
〒７５３－８６５０
山口市亀山町２－１

電　話　　（０８３）９３４－２７９５
受付日　　土・日・祝日　　12 月 29 日～1 月 3 日を除く
受付時間　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

★　山口県国民健康保険団体連合会（苦情相談窓口）
〒７５３－８５２０
山口市朝田１９８０－７
電　話　　（０８３）９９５－１０１０
受付日　　土・日･祝日　　12 月 29 日～1 月 3 日を除く
受付時間　午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分

（2）苦情処理フロー

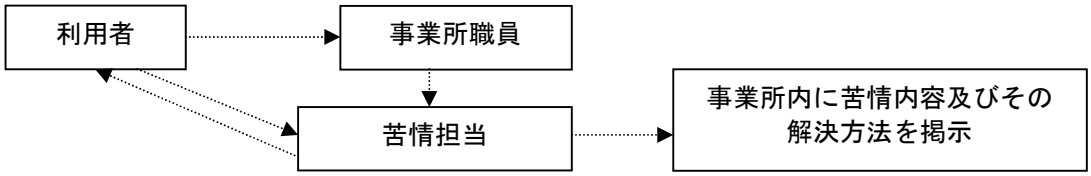

6 通常と異なる事態が生じた場合における事項

（1）事故発生時の対応方法
① 事故発生時のマニュアルを整備し、定期的に見直すと共に職員に周知徹底を図ります。
② サービス提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
③ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。

（2）体調等利用者の状態変化への対応方法
① 緊急時のマニュアルを整備し、定期的に見直すと共に職員に周知徹底を図ります。
② サービス提供中に容体の変化等があった場合、必要に応じ事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡致します。
③ 緊急連絡先は当重要事項説明書末尾にて設定致します。また、主治医等緊急時に必要な連絡先についてはアセスメント等の手段により事前に情報収集を行います。

（3）ＢＣＰ（業務継続計画）について
① 事業所は感染症対策及び非常災害対策に関するＢＣＰ(業務継続計画)を策定し、必要時はこれに従い対応するものとします。
② 当該計画は定期的に見直し、また必要な訓練や研修を定期的に行います。

（4）感染症予防及び発生時の対応方法
① 事業所は感染症予防及び蔓延防止のための指針を整備します。
② 事業所は常設の感染症対策委員会を設置し、これを定期的に開催するとともに職員に周知を図るものとします。
③ 事業所は職員に対し、感染症に関する研修及び訓練を定期的に実施します。

（5）非常災害に関する対応方法
① サービス提供中に非常災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。これら対応については原則としてＢＣＰ及び災害対策マニュアルに基づき行います。
② 防災設備として火災通報装置、自動火災報知器、消化器・消火栓、スプリンクラー等を設置し、これらは定期的に点検を行います。
③ 職員及び必要な範囲の利用者に対し、防災訓練を定期的に開催します。

7 虐待防止の措置に関する事項

① 事業所は虐待防止のための指針を整備し、これに関する定期的な研修を行います。
② 事業所は虐待防止委員会を設置し、これを定期的に開催します。

③ 職員又は擁護者による虐待またはその疑いがあった場合、速やかに市町村に通報します。

8 秘密の保持と個人情報利用に関する事項

（1）職員は、正当な理由なく業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密を漏らしません。

（2）ただし、事業所は次の各要件のいずれかに目的を限定し、利用者または利用者の家族の個人情報を利用するものとします。

① サービス担当者会議を行うにあたり情報を共有する為に必要な場合

② 介護支援専門員又は関連サービス事業所と連絡調整を行う為に必要な場合

③ 利用者に関係する医療機関の関係者と連絡調整を行う為に必要な場合

（3）当該個人情報を利用する期間は、当契約が有効である期間に限ります。

（4）事業所は、当条に基づく個人情報利用を行う場合、必要最小限の範囲で利用するものとし、個人情報の提供を行うにあたっては関係者以外に漏れる事の無いよう注意を払います。

9 第三者評価の実施状況に関する事項

当事業所では、現時点でサービスの第三者評価を実施しておりません。

１０ 重要事項説明書の内容の変更に関する事項

（1）事業所の人員の変更等軽微な事情により重要事項説明書が変更された場合、原則としてこれを理由とした重要事項説明書及び契約書の取り直しは行わないものとします。

（2）ただし、法令変更及び事業所の体制変更による第４条(利用料金)の改定が行われた場合を初めとする重大な変更が生じた場合、事業所は変更事項を利用者及び家族に説明し、同意を得るものとします。同意が得られない場合、利用者は遅滞なく契約を解除する事ができます。

令和８年６月１日　更新

年　　月　　日

本書面に基づいて、利用者に対し重要な事項を説明しました。

事業所所在地　　山口市嘉川4471番地

事業所名称　　はるかぜデイサービスセンター

説明者氏名　　印

本書面により事業者から当契約についての重要事項の説明を受け、サービス提供開始に同意します。

利用者

住所

氏名　　印

家族または代理人
（緊急連絡先及び第 8 条に係る個人情報利用同意）

住所

氏名　　印

電話